## 非核平和都市宣言(案)

パブリックコメント募集で提出された意見及び意見に対する考え方

【期間:令和4年9月5日(月)から令和4年10月4日(火)】

No.	提出者	意見	意見に対する考え方
1	A	(1)「非核三原則」を明記してほし	(1)「非核三原則」は、国是として遵守
		٧٠°	すべきものでありますので、本宣言
		(2)「平和の誓い」だけでなく「生	の中で明示することはせず、原文の
		命尊厳の思想」への誓いも新た	とおりとさせていただきます。
		に決意すべきである。	(2)「生命の尊厳」の文言を入れること
		(3)「人類の生存」を「すべての民	で、人類一人ひとりの生命を尊重
		衆の生存の権利に対して」に置	し、ひいては平和な世界の実現に寄
		き換えてほしい。	与していくという考えには賛同す
			るものですが、今回の宣言は、市民
			憲章の理念を継承していくために
			は平和に対する取組を進めていく
			ことが必要であると考えて行うも
			のですので、原文のとおりとさせて
			いただきます。
			(3)「生存権」は、誰もが人間的な生活
			を送ることができる権利を指し、憲
			法でも保障されていると承知して
			いますが、核兵器の存在は、人類の
			生存自体を脅かすものであります
			ので、原文のとおりとさせていただ
			きます。
2	В	三河地方でなしえなかった「非	賛同のご意見として承ります。
		核平和都市宣言」を出す市長の決	(1)世界連邦平和都市宣言の表現に合
		意に敬意を捧げます。以下意見及	わせ、原文のとおりとさせていただ
		び提案をします。	きます。
		(1)丁寧で柔らかい印象を与える	(2)「非核三原則」は、国是として遵守
		「です・ます調」へ置き換えて	すべきものでありますので、本宣言
		ほしい。	の中で明示することはせず、原文の
		(2)「非核三原則の遵守」を明示し	とおりとさせていただきます。
		てほしい。	(3)蒲郡市民憲章が示す市民が安心し
		(3)蒲郡市民憲章から核兵器の存在	て暮らせるための「ひとづくり」「ま
		と脅威につなげる文脈に違和感	ちづくり」「いえづくり」には、生活
		がある。	の安寧や平和な世界であることが
		(4)行動を誓う文言として「わたし	前提となるものでありますが、現在

	1		T
		たちは、世界で唯一の被爆国の	の世界情勢はそれを脅かす状況に
		国民として、人を愛し、郷土を	あることを示すため、原文のとおり
		愛し、平和で美しいまちを次世	とさせていただきます。
		代に伝えてゆきます。」と明示し	(4)今回の宣言は、本市のこれまでの平
		てほしい。	和への取組を踏まえつつ、市民憲章
		(5)「人類共通~」を「私たちの永	の理念を継承していくため、「郷土
		遠の願い」に置き換えてほしい。	を愛し、人を愛し、戦争や核兵器の
		(6)「脅威と不安を与え続けている」	ない平和で美しい地球を次世代に
		を「脅威と不安を与え続けてい	継承していく」ことを目的とするも
		るにも関わらずいまだ世界各地	のです。これを宣言に明記すること
		で武力紛争が絶えず、地域核戦	で、今後の行動の指針は示していま
		争への脅威がせまっています」	すので、原文のとおりとさせていた
		という現実を加筆することで宣	だきます。
		言の重要性が増すと思う。	(5)原文でもご意見の意図は表現して
		(7)「郷土を愛し、人を愛し」は、	いると考えますので原文のとおり
		過去の「先ず国家、次に国民」	とさせていただきます。
		に通じている印象を持つ。市民	(6)宣言の意味合いを高めるご提案で
		憲章の順番「人を愛し、郷土を	あると理解しますが、核兵器の存在
		愛し」に合わせてほしい。	自体が脅威を与えていることを明
		(8)言葉の権威者の監修を受けてほ	確にすべきであるため、ご提案の加
		しい。	筆はせず、原文のとおりとさせてい
			ただきます。
			(7)原文の「郷土」は「わがまち」を、
			「ひと」は「人類」を想定していま
			す。宣言案は、わがまちを愛し、人
			類を愛し、そして美しい地球を次世
			代に継承するという面的な広がり
			を表現していますので、原文のとお
			りとさせていただきます。
			(8)パブリックコメント前に関係者と
			協議した上で文案を作成していま
			すので、改めて監修を受ける考えは
			ありません。
3	С	非核平和都市宣言に賛成です。	賛同のご意見として承ります。 広く
		宣言したことを広く広報してほし	周知できるよう対応します。
		V,	
4	D	1868 年の明治維新から戦後ま	賛同のご意見として承ります。
		での77年の「近代」と、戦後から	
_			

		今日までの 77 年の「現代」の中 で、明治憲法と日本国憲法が誕生	
		しました。崇高な憲法の精神を基	
		に、「近」「現」代史を学びなおし、	
		第二次世界大戦の反省と核兵器の	
		廃絶を希求する国際平和協定が必	
		要と考えます。こうした時、蒲郡	
		市民憲章制定から50年、唯一の被	
		爆国である日本の惨禍を三度許さ	
		ない思いを市民に提唱したことに	
		大きな喜びを感じています。	
5	Е	非核平和都市宣言を行うことを	賛同のご意見として承ります。
		歓迎します。	市民憲章についての記述が唐突で
		「市民憲章」制定 50 周年の節目	はないかとのご意見につきましては、
		であることは、良いきっかけだと	市民憲章が示す市民が安心して暮ら
		思います。ただ、文章の中の「ま	せるための「ひとづくり」「まちづく
		た、昭和47年に制定した蒲郡市民	り」「いえづくり」には、生活の安寧や
		憲章は~三つの誓いを定めてい	平和な世界であることが前提となり
		る。」の部分は唐突であり、くどく	ますが、現在の世界情勢はそれを脅か
		感じる。最後に「市民憲章制定 50	す状況にあることを示すため、記述し
		周年の節目に」とあるので十分だ	たものです。また、市民憲章の制定目
		と思います。宣言文がすっきりし	的を記述することで、本宣言を「市民
		た方がよいと思います。	憲章制定50周年の節目」に行うこと
			の意味合いも示すことができるため、
			原文のとおりとさせていただきます。